

よくある質問 Q&A

Q:各申請の必要部数を教えてください。

A:道路占用許可申請書(様式第1号)(新規申請)

道路工事施工承認申請書(様式第1号)

道路通行禁止または制限依頼書

3部提出となります。

道路占用許可申請書(様式第1号)(更新申請・変更申請)

道路占用廃止届書(様式第6号)

法定外公共物等許可申請書(様式第1~3号)

2部提出となります。

※その他については、建設課までお問い合わせください。

Q:申請から許可書発行までどのくらいの日数を要しますか？

A:受付の日から **10日~2週間**程度となります。御提出の際は、余裕をもって提出してください。

Q:道路・法定外公共物を占有していますが、今回占有者が変更することとなりました。必要書類を教えてください。

A:道路占有の場合には、様式第1号の「変更」と住所・氏名変更届(様式第4号)を御提出ください。必要部数は**2部**です。

法定外公共物の占有の場合、法定外公共物占有等変更許可申請書(様式第2号)と地位承継届出書(様式第5号)を御提出ください。必要部数は**2部**です。

Q:道路占有許可を受け工事を行い、現在仮復旧状態です。本復旧するにあたっての日数や、必要提出書類を教えてください。

A:**半年から1年程度**の日数をあけ、本復旧を行ってください。ただし、交通量等の影響で日数は前後しますので、必要に応じて建設課までお問い合わせください。また、1年を待たずに本復旧いただいた後に、施工に不備があり、陥没等が発生した場合には、再度復旧いただくことがあります。

提出書類は「道路の復旧に関すること」の工事完了確認依頼書(別紙1)となります。必要に応じて手直し命令を行うことがありますので、ご承知ください。

※道路工事施工承認申請ではありませんので御注意ください。

Q: 道路の通行禁止(制限)を行う予定ですが、道路管理者(建設課)以外に協議を行う必要はありますか?

A: 許可書発行時に、消防署や教育委員会等の関係協議機関一覧書をお渡ししますので、必ず通行制限を実施する前に協議を済ませてください。

※その他の御質問については、建設課までお問い合わせください。